

## 源泉指導会のお知らせ・・・

専従者・従業員・アルバイト・パートに給与の支払いをされている事業主の方は源泉徴収を行い源泉所得税を納める必要があります。

又、納税額が「0」であっても納付書を税務署に提出しなければなりません。

※納税額が「0」の方は、住基カードなしでe-Taxで送信することができますのでご協力ください。

### 《源泉税の納付期限》

平成23年7月11日（月）

### 【当日ご持参いただくもの】

- ①平成22年分（昨年分）の源泉徴収簿・納付書
- ②平成23年分（本年分）の源泉徴収簿
- ③給与所得者の保険料控除配偶者特別控除申告書
- ④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

### 【e-Tax】

源泉所得税に関しては、所得税等の申告とは違い電子証明書なしでe-Taxを利用して手続きをすることができます。

納付額が「0」の方は、パソコンを利用して納付書を税務署に提出することができますので

利用者識別番号（16桁）を取得されている方は識別番号・暗証番号の分かるものをお持ち

ください。（取得されていない方は、申告会で取得できます。）

※納付の場合は、事前にダイレクト納付・インターネットバンキングの登録が済んでいる方は、電子申告で納付書を税務署へ提出することができます。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/nozei.html>